

職場（作業所）における 安全衛生推進協議会

会則



オフィスキャロット 編

平成25年5月1日

職場安全衛生推進協議会 会則

1. 名 称	職場安全衛生推進協議会		
2. 所 在 地	〒	TEL	

3. 設 置 期 間	年	月	日 から
	年	月	日 まで

I 総 則

1. 目的

本協議会は〇〇工業株式会社（以下、当社という）の安全衛生管理規定に基づく協議会組織であり、会員相互の協議により、職場（事業所）における統括管理の円滑なる運営を図り、もって関係労働者の労働災害を防止することを目的とする。

2. 用語の定義

この規則における主要な用語、意義は次のとおりとする。

- ① 関係請負人とは、当社が管理義務を有する工事関係者をいう。
- ② 関係労働者とは、当社および関係請負人の使用する労働者をいう。

II 構 成

1. 会員

協議会は、職場(作業所)の当社所員(安全衛生推進員)とすべての工事関係者の安全衛生責任者(安全衛生推進員)を会員とする。

2. 代理人

工事関係者は、協議会に参加することが著しく困難な場合、代理人を会員とすることができる。この場合、工事関係者は、当該代理人に対し必要なすべての権限を与えなければならない。

3. 役員

協議会に次の役員を置く。

- ① 議長 1 名 (職場安全衛生管理者)(作業所長又は当社が選任した者)
- ② 書記 1 名 (安全衛生推進員より選出する。)

4. 幹事

緊急時その他本会議によることが困難な場合に議長が召集する幹事会役員。幹事会役員は議長が選任し、協議会が承認する。

Ⅲ 運 営

1. 会議の開催

(1) 本会議

本会議は定例会議および臨時会議の2種類とする。

(2) 本会議の議事

本会議では、次の事項を協議する。

- ① 職場（作業所）の安全衛生管理計画の周知徹底。
（年度安全衛生活動方針と月次業務計画の実施状況の確認）
- ② 職場（作業所）の施工管理計画の周知徹底。
（安全衛生に関する行事の実施計画と実施状況）
- ③ 関係請負人に対する労働安全衛生に関する教育・指導。
（施工計画に基づく作業標準の設定、その実施状況）
- ④ 本社安全衛生実行委員会での協議事項の周知徹底。
（災害事例の討議、安全衛生活動の実施状況）
- ⑤ 客先の安全衛生等に関する連絡事項の周知徹底。
- ⑥ 職場内の巡視に関する事項。
（安全衛生パトロールの実施及び指導・指摘事項）
（職場環境と設備の整備及び改善の実施状況）
- ⑦ 事故・労働災害の再発防止策の実施状況の確認

(3) 幹事会

議長は、次の事項につき緊急時その他本会議によることが困難と認めた場合、幹事を招集し、幹事会の協議をもって本会議の協議にかえることができる。

- ① 「Ⅲ 運営（2）本会議の議事」の⑥。
- ② その他緊急やむをえざる事項。

2. 職務

(1) 議長

議長は協議会を代表し、本会議および幹事会の運営に当る。

(2) 会員

会員は協議会に参加するとともに、会議で協議された事項を、各自の関係労働者に周知徹底させる。

3. 事務

(1) 事務処理

(2) 議事録の作成と保存

書記は会議の議事録を作成し、議長（職場安全衛生管理者）が承認し、これを3年間保管する。

付 則

1. 実施期日

この規則は 年 月 日から実施する。